

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定 WG 会合

2013 年度第 7 回（通算第 10 回）

日時：2013 年 11 月 5 日（火）16：00～18：00

場所：ジェットロ本部 6 階 H 会議室

佐々木主幹：

始めさせていただきます。松本さん欠席です。それから、西本も欠席です。浦辺は後で参加いたします。

それで、今日始める前に、全体の日程というのをちょっと確認してから入りたいんですが。

（日程調整。今後の日程は下記で仮合意。松本委員の都合は事務局で確認）

第 11 回 GL 改定 WG 会合（最終回） 12 月 13 日（金） 13：00～14：30

第 14 回諮問委員会 12 月 26 日（木） 13：30～15：00

佐々木主幹：

今日の配付資料ですけども、前回から修正依頼を受けましたもの、修正版の対比表一つ。それから、前回お配りしましたもの。今回の表ですと、変化がわからないもんですから。それからあと、ガイドライン原本ということです。一つお断りなんですけど、この間、柳先生から「左右逆になってるよ」と、ご指摘があったんですが、実はこれ、本当に申し訳なかったんですが、ジェットロのシステムが変わりまして、2 年前まで左が前、右が新しいということだったんですが、今使っているのは左が新しい、右が古いということです。今回は左を新しくさせていただきました。ちょっと混乱しましたが、申し訳ありません。

作本審査役：

前回お配りしたものです。これは前の状態のままです。

佐々木主幹：

すいません。それで、今日の進め方なんですけど、座長、修正を受けた部分からやっていると、また時間食いますので、Ⅲをまずやってしまって、もう一回Ⅰに戻る、というようなやり方で、先に進むということで、よろしいですか。

村山座長：

はい。

佐々木主幹：

作本さん、Ⅲのほうからやりましょうか。

作本審査役：

皆様方からご意見いただいたところを中心に、Ⅰからご紹介します。今回、事務局のほうで全体で見直してみて、表現等細かいところのちょっとおかしいところ、あるいは用語の統一、そういうところも、ちょっと作業させていただきまして、それも含めて、またご意見をいただければと思います。

それでは、11 ページの第Ⅲ部から行かせていただきます。この第Ⅲ部に入る前に、今までの表記が、「・」で印されていたところを、一応こちらで、番号付けたほうがいいたろうということで、両括弧の次に片括弧、その次に①②というかたちで、順番を、番号を付けた、ということで変えさせていただきました。

第Ⅲ部のほうの原文のほうに入りますが、12 ページになります。これは特に大きいところはありませんが、新しい予算から事業名が入るということで（1）「前提」。「注」の表記が現行というか旧ガイドラインでは4番に当たっておりましたけども、ここは唯一、1カ所「注」が現れるということで、「注」に番号を入れておりましたのが、「（注）」としてあります。ここに書かれる文章は、ちょうど古いガイドライン、ちょうど、このページの一番下に「4」と書いてあるところ、「これら 2 事業の名称は」と、これは古いほうの、古いガイドラインにくっついてる注の内容であります。これを改正後も引き続き。ただ、冒頭のこの「平成 20 年度のもの」、ここまで書く必要があるかどうかという、必要ないかなど。注で文中は「これら事業の名称変更があった場合には、本ガイドラインの当該部分の変更を行う」という、そこだけの、一番下の部分ですけども、その字句だけでも足りるんじゃないかということで、ちょっと今、考えておりますが、ご意見いただけると。これが唯一の、この全体にわたる唯一の注です。

次の 2) になりますが、2 行目。「主な目的」というのが、その下の（2）の中の、もともと「な」が落ちてました。そういうことで、「主目的は」となってたんですが、その 2 つパラグラフにしたのが「主な目的」と同じように、字句の統一ですが、2) の 2 行目は「主な」と平仮名を入れさせてもらいました。それで同じように 1) 2) 3) ということで、右側の「・」から番号を振る、ということにさせてもらってます。

次、13 ページに入っていきますと、熟度のところが②で現れてきます。あと、③も、これも細かいところですが、2 行目に「案件毎」、これも全部検索かけましたら、漢字表記と平仮名、混ざっておりましたので、漢字で統一する、ということにさせていただきました。

字句のほうでは、この 13 ページはありません。

14 ページ。これも字句の細かいところの、14 ページの上から 2 パラグラフ目。3) の①。「あたっては」の「あたる」。これが漢字を使っているところと平仮名がありますんで、一応ここでは平仮名表記ということで対応させていただきました。それで、ずっと下りてきまして、14 ページの下の方 (3)。この 1) に当たるところですが、これも番号表記に変えたということで、文章そのものは変更しておりません。

それでは、次が 15 ページになります。番号振っただけで、内容的には変更はありません。15 ページの 2 番。「調査の手続き及び方法」ということで、これは「審査・採択段階」という言葉はやめて、「調査実施前」とか、そんなことということで、組み替えさせていただいたわけですけども、ちょっと先ほど、ずっと午前中、見てましたんですが、ここで別紙 2 という、本文中に。別紙の 2 と 3 が、これにくっついてるわけですけども、「別紙 2」という表記が、本文中から、右側の一部削除に伴って消えてしまった、ということがありますんで、「別紙 2」という表記を、改訂後にどこかに加える必要があるということが、ちょっと残っております。

それで、ずっとありませんが、16 ページ。16 ページの真ん中辺り、(2)「調査の実施段階」の上から 4 行目ですが、「個別案件毎に」という、これも細かいところですが、漢字表記ということで、これは統一させてもらってます。平仮名と両方混じっております。次の 2)。

(2) のうちの 2)。これも「あたっては」と、これは平仮名で統一させていただく、ということです。この 2) の 2 行目に「別紙 4」という表現がありますが、これはジェトロのガイドラインの別紙 4 じゃなくて、いわゆる JICA から引用した一部としての別紙 4 でありますから、今回の場合とは直接関わらないという表現です。言葉が偶然一緒になってしまいました。これで別紙 1 の部分がずっと、次のページもありませんので、18 ページに行きます。

ここからが別紙の 2 と 3 ということで。要は、添付書類の残りになります。なぜかと言いますと、別紙 1 は、国際条約ということで、この一覧表がありますんで、この文章をかたちにしているのは、別紙 2 と 3 ということになります。この別紙 2 と 3、これについて、皆様のご意見をちょっとお伺いしたいんですけども、ここで別紙 2 と 3 を、基本的には残す方向で考える、ということでもよろしいでしょうか。ちょっと内容については、我々、まだ一切、修正等は行っておりませんが、そういう方向で進めて、残す方向で考えていいかどうかと。

あと、熟度ですね。ここにどの程度書き込めるのか、書き込めないのか、ちょっとわかりませんが、そのようなことで。少なくとも次回の修正案文のときには、最終案文を提出しなきゃいけないと思うんですけども、どうでしょう、この辺りで。残すかどうかで、まず言っていたらければ。

村上課長：

2 と 3 は残してもよろしいかなとは思いますが、ただ、事業名が毎回変わりますので、そこは対応できるようなかたちにするというところですね。特に石油調査については、もうないので、ここはもう落としてしまってもいいのかなと思います。あとは、中身については、もうこれは前年度、前回はそうだったと思うんですが、いわゆる METI の公募要領に則ったかたちでつくっておりますので、ここはそのまま今回の、現状のものを付けるというのが正しいのかなと。

原科委員長：

石油が違うということは、23 ページ、24 ページは、もういない、ということなんですか。

村上課長：

はい。20 ページのⅡの「石油資源」。そこがまず、後ろのところ。23 ページのほうも、そうですね。

原科委員長：

そうすると、19 ページまでですね。

村山座長：

別紙を残すかたちでいいと思うんですが、2 については、「申請書における記述要領」という表現で大丈夫ですか。つまりここは「調査の提案者は」ということで、申請する段階での要領ですよ。それをジェットロがアドバイスするというのは。実際、やられてるとしても。

作本審査役：

申請の受付という行為は、されてるんだけど、審議は引き続き、これを、申請をジェットロが受け付けてるわけではない、ということになりますから、そのところの表現は、METI とご相談ということになりますかね。

村上課長：

そうですね。確かに。申請書という聞き方については、ちょっと相談が必要かもしれないですね。

村山座長：

受託は、何か計画書みたいなのが出てきたときの要領と読み換えればいいんですかね、ここは。

村上課長：

実際には、提案書の一部を出してることになりますけど。

村山座長：

なんかちょっと、そこ、ご検討いただけますか。

村上課長：

わかりました。

村山座長：

どうしましょう。

作本審査役：

これで、一応、別紙 3 までは。

原科委員長：

「石油」外してるということで、いいんじゃないですか。かなりすっきりするんですね。

佐々木主幹：

課長、あれですかね。現場として、ここに何らかのかたちで熟度、進捗状況等で、例えば「指導もあり得ます」みたいな。あるいは「指導することもあり得ます」というような表現を加えるということは、どうですかね。これは、動きやすいかたちにしておいたほうが。ないほうがいいというのであれば、それはそれで、一つのあれですけれども。あったほうが、例えば経産省との関係では言いやすいとか、指導しやすいとかいうことであれば。

村上課長：

この段階、要するに別紙の 3 そのものは、いわゆる公募要領に付いてるものをコピーする、というほうが、多分、説明的にはやりやすいのかなという気がします。

佐々木主幹：

わかりました。

高梨委員：

申請書の絡みでは、やっぱり 19 ページの頭に、申請書を書くにあたっての、項目みたいな振り割りになってる。そこは、ちょっと修正したほうがいいと思う。

佐々木主幹：

じゃあ、これ、次回までの宿題でいただいたということで、ジェットロで。

高梨委員：

今やってるのは、2つだけですよね、12月分。

村上課長：

そうですね。

高梨委員：

そうすると、それは当面、そのタイトルはここに書く？

村上課長：

そこはもう、毎年変わるので、現状のものを、取りあえず載せておくのか、載せておくので、いいんじゃないかと思っていて、そういうタイトルが変わったときはマイナーチェンジみたいなかたちで。

高梨委員：

当面はこれでいいの、このタイトルで。

村上課長：

当面は、もうこのタイトルではない。

高梨委員：

これはもう変わってるでしょう。

村上課長：

そうですね。

佐々木主幹：

高梨さん、古いやつなんで、25年度の事業のやつを入れる。最初から入れる。それはまだ、ちょっと入れてないんですけどね。

村山座長：

石油が外れると、結局1つだけですよね。そうした場合に、事業名をあえて入れる必要、ありますか。外してもいいかな、という気がしますが。

高梨委員：

また増えるかもしれない。

村山座長：

ちょっと、そこも含めてご検討いただけますか。

佐々木主幹：

はい。

村山座長：

じゃあ、第Ⅲ部について、今、ご紹介いただきましたが……。

作本審査役：

ちょっと、ごめんなさい、戻って。今、村山先生が言われた事業名を除くと。本文中にも事業名が出てるんですね。それはそれで、変わるたびに入れるけれども、後ろの別紙の 2 と 3 では、事業名を入れなくていいという、そういう意味合いですね。

原科委員長：

ただ、1番という番号が、ちょっと違和感があるね。2がなくて、番号を付けるのは。

柳副委員長：

今の村山さんが指摘されたのは、12ページの(1)の「前提」の1)のところに「受託している～」とありますよね。だから「受託している」の『』の中を全部取っちゃって、「受託している案件形成調査事業を対象とする」と。これ、「注」いらなくなっちゃうんですよ。1つしかないんだから。だから、前は2つあったんで、注を入れて、そのときごとに、読み換えしなきゃいけなかったけれども、もうそれが1つしかなければ、もうそれだけでいいんじゃないですかね。

作本審査役：

ただ、この「ジェトロ調査」という言葉が、省略するということになってるんで、これを受けたものが次以降に現れるか、12ページ以降に現れるか、ちょっとこれは調べてみる必要がありますね。もし今みたいに注を削って、しかもこの事業名を本文から消してしまうとなると、何らかの……。

柳副委員長：

特定しないということになれば、ほかのものがあるかどうかということになりますよね。

作本審査役：

それはやります、こちらで。検索かけますから。

村山座長：

「ジェットロ調査」という表現は、括弧の中へ残しておいていいと思うんですよね。それは後も出てくるんで。

作本審査役：

具体的な固有名詞だけ除いて。

村山座長：

ただ、「」の部分は、柳先生おっしゃったように、外しても、多分、通りますよね、意味としては。

作本審査役：

むしろ今のほうが、さっぱりして。

村山座長：

ちょっと、それで不具合があるかどうか。

原科委員長：

それ、そっちで考えて。ちょっと、わかんないから。

作本審査役：

はい。

村山座長：

じゃあ、11 ページの下からの第Ⅲ部について、何かほかに、ありますでしょうか。ちょっと飛びますけど、15 ページの「調査実施前の段階」で、最初の「・」を削除したので、「別紙 2 を参照」というのも消えてしまってるという話ですよ。ここはやっぱり参照しないといけない。

作本審査役：

本文中に「別紙 2」という表現もない、という気はするんですが、ただ、どの箇所に入れた

ら合うのかどうか、それが。

村上課長：

実施前段階以外ですか。いや、必要ない。別紙の 2 というのは、提案書について、個別提案案件票に記載されている環境社会配慮に関する項目についての要領になるので、調査実施前の段階以外では該当しないという理解ですね。あったほうが良いということですか。実施前の段階の (1) の段階で入らなければ、もう別紙 2 は出てこない。書かなくてもいいと。

村山座長：

いや、そういう意味ではなくて、別紙 2 を残すというお話にさっきなつたと思うので、それについては、改正のほうにも、やっぱり入れておいたほうが良いんじゃないかということですね。

村上課長：

どこに残すかということですか。

原科委員長：

どこに残すか。

村上課長：

そうすると、(1) の実施前の段階で。

村山座長：

だから「・」削除の部分で、右側にある「調査の提案者は」、ちょっと飛んで、かぎ括弧の「申請書における記述要領を参考にする」とみたいな、そういう表現を左側に入れるということですかね。ただ、ちょっと、「申請書」という表現が良いかどうか。それが、さっきの別紙 2 と同じなので、そこ、検討していただけますか。

高梨委員：

基本方針のところ、12 ページから 13 ページにあるんですね。このガイドラインをつくったときは、民間企業からの提案というのは、ジェットロ調査しかなかったんですね。ところが今、JICA もやってるんですね。だから、これからすると、「ジェットロ調査は民間企業から提案されたアイデアを活用し～JICA/JBIC とは差異があることを十分に認識しつつ」とあるんでね。だから今、もう差異がない状態で、やってるんでね。彼らも要請は必要としてないですし、民間提案型の PPP 含むと。だから、ちょっとここは……。

村上課長：

すいません。予算等々には、一応、差があるということで説明しておりまして、METI のベースは、JICA/JBIC の前の段階のことをやっています、ということであります。あとは、調査期間とか予算規模とか、大きく違いますので、ここは差があるというかたちにはしていると思います。確かに、おっしゃるような民間発というやり方は、もう JICA の PPP 調査で彼らはやり始めてますので。そのほかは、違いはまだ一応残ってるので。

高梨委員：

そうそう。そっちのほうが違いがあるんですよ。PPP 調査については、同じでしょう。

村上課長：

ええ。民間発というところは、同じなんですよね。

高梨委員：

しかも、円借款も。

村上課長：

円借款も、PPP という意味では、そうですね。

高梨委員：

だから、基本的に同じになっちゃったんですね。レベルも、僕らからすると、やっぱり PPP も FS も、金額は大きいけども、本格的な FS でもないんでね。だから、環境社会配慮も、どこまで十分か。委員長は、評価するの、結構大変なんですよ。

村山座長：

形式上は、カテゴリーA については、もう民間と同じスタイルで。

高梨委員：

ということが決まったんですね、あれは。

村山座長：

新しくつくるという、ガイドラインがそうになってないんで、結果的には同じ扱いにはしてるんですけど。

高梨委員：

ただ、項目的には入ってなかったんですね、海外投融資というのは。例えば、自主的に運用で入れちゃおうというあれで。これ、ちょっと、だから文言を……。

原科委員長：

JICA の場合は、事業だから対象を広げられるんだけど、これはどうですか。確かに、どうしたらいいのかな。微妙に違うわけですか、そうすると。同じとは言いにくいと。

村山座長：

差は縮まってるけど、一応、差は。

原科委員長：

じゃあ「差異は若干ある」とか。

村上課長：

「同じ」と言ってしまうと、ちょっと具合が悪い人たちもいるので、「違う」と言っていると思います。

高梨委員：

このときに一番重視したのは、民間企業からの提案、というところだったんですよ。だから、そこが今、一緒になっちゃったので。

村上課長：

実際にこっちの調査でやったものを、向こうのほうにもつないで、引き続きやるというパターンは、いくつか出てきておりました。JICA さんのほうでも、ジェットロ調査のほうで、やった上でというお話を、考えていらっしゃるというふうに聞いてます。情報共有というんですか、報告会で。そういうのはあるんですね。

原科委員長：

じゃあ、タイミングが違うと言ったほうがいいのか、そうしたら。民間のよりも。JICA、ジェットロの手前の段階ということを、表現したほうがいいんでしょうかね。

佐々木主幹：

具体的に表現として、これ、ちょっと微妙ですね。「若干差異があることを認識しつつ」じゃ、ちょっと書けないんで。

原科委員長：

じゃあ、このままにしておくの？ 難しいですね。

村山座長：

前の部分の表現で、「JICA/JBIC 等との整合性を図る」という話、入ってるので、今の高梨さんの話からすると、もうここは外してもいいのかもしれないですね。ややこしいから、カットすれば。

原科委員長：

そうね。「なお」以下ね。

作本審査役：

こちらから言うまでもないですね。熟度まで、こちらからちょっと……。

高梨委員：

僕は逆に思ってたんですけど。「なお」以下をカットするのかなと思って。

村山座長：

「なお」以下でしょう、だから。全部削除？

高梨委員：

全部というか。

原科委員長：

「整合性を図る必要がある。」で切って、「なお」以下をカットすると。

村山座長：

ちょっと私、そこまで言ってなくて、13 ページの 2 行目の「制度であることから」ここから「その段階～」というのを削除、ここを削除して、「認識しつつ」までですね。ここまで削除して、「制度であることから、以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする」。

原科委員長：

「その段階・枠組み・調査期間～」から「認識しつつ」までカットするということ？

村山座長：

はい。

高梨委員：

ロンタインは、ジェトロさん、やられたんでしたっけ。

村上課長：

ロンタインですか。やってないです。

高梨委員：

やってない。じゃあ、あれ、直 JICA のほうの PPP/FS ですか。

村上課長：

あれは確か直接執行で、METI が直接にやった案件のうちの一つだったと思います。

高梨委員：

そうですよ。だから、METI 調査の……。

村上課長：

予算は同じなんですけども、こちらのいわゆる受託には名指してこなかった案件だったと思いますけど。

高梨委員：

経産省の調査の結果、あれ、JICA はやったんでしたっけ。

村上課長：

JICA は、やったんじゃないですかね。

高梨委員：

ロンタイン？ やったんだっけかな。

村山座長：

どこでしたっけ。

高梨委員：

ベトナムの最初の海外投融資の案件。出資の案件ですね。

村山座長：

鉄道ですか。

高梨委員：

いや、工業団地の水処理のところに、JICA が出資をしたという。

原科委員長：

今の村山先生の提案が、いいように思いますね。2 行ちよつとをカットしてね。最後に「以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする」とつながらないと、まずいもんね。だから全部カットしちゃうと、つながる箇所がない。差異云々ということをここで強調しないで、「制度であることから、以下のように～」というのでつなげて。強調しない。

柳副委員長：

「その段階」から「JBIC 等とは」というところまでは取る、ということですね。

原科委員長：

そうですね。

高梨委員：

どういうふうになるんですか。

原科委員長：

言います。読み上げたほうがいいかな。

村山座長：

そうですね。

原科委員長：

13 ページで、今、村山さんが言ったことは、13 ページの上、最初の行で、「将来の案件を発掘していくという制度であることから、」その 2 行先に行って、「以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする」と。そうすると、収まり良いんじゃないですか。

村山座長：

これ、右側に改正の理由を付けていくわけですよ。

佐々木主幹：

これは、どの内規の規程も大変なんで、省くんですね。その前に概要紙というのをこっちでつくって、主な改正点、それで済ませてるんです。ですから、実際は書かないですね。

村山座長：

そういうことですか。わかりました。これ、全部付けるのかなと思って。

佐々木主幹：

いや、これ、大変なんで。

村山座長：

そうですか。

原科委員長：

要件だけ書くというのも、ありだけどね。詳しくは、ほかを見てと。

村山座長：

理由を書くのは、あんまり外しちゃうと、ちょっとややこしいだろうと。わかりました。これは、ワーキングベースの話という意味なんですね。

佐々木主幹：

そうですね。

原科委員長：

そういう意味ですか。

佐々木主幹：

ええ。申し訳ないです。

村山座長：

じゃあ、この部分は、今の原科先生が読み上げられたところで、よろしいですか。

では、ほかにかがででしょうか。

佐々木主幹：

村山先生、さっきもおっしゃられた 15 ページのところは、ちょっと検討ということで、じゃあ、宿題ですね。

村山座長：

はい。

原科委員長：

「申請書」という表現は、やめて、「個別案件票」という表現じゃ、まずい？

佐々木主幹：

そうですね。

高梨委員：

でも、この 13 ページ、よく読んでみると、情報公開のところ、ありますでしょう、③の。これ、「最終報告書をジェトロが公開する」みたいに書いてある。これ、両方でやってるんですか。

村上課長：

はい。今はライブラリに置いております。やっています。METI でもやっています。

高梨委員：

それは、2 部になってるわけですね。

村上課長：

そうですね。実際やってるという意味では、事実とは異なってないわけです。

高梨委員：

和文と英文と？

村上課長：

はい。

高梨委員：

そうですね。その案件の採択の、採択案件の概要、スクリーニング、これも明示してるんですか。

村上課長：

はい。今はウェブベースですけど、採択案件というので発表があったときに、環境社会配

慮の影響があるかないか、というところで、印が付いています。

高梨委員：
概要も載せてる？

村上課長：
概要は載せてないです。案件の概要は載せてますが、内容の概要までは載せてないです。

高梨委員：
その後のフォローアップ調査というのも、今やってるんですか。

村上課長：
はい。やっている案件もあります。

高梨委員：
じゃあ、これは生かしておいていいんですか。

村上課長：
ここは、事実と違ってないですね。すべてやってるわけじゃないんですけども、やってる案件もあります。

原科委員長：
情報公開は、できるだけやっていただくと思います。

村上課長：
はい。

村山座長：
ほかの点、よろしいですか。もしよろしければ、元に戻ってやりますか。

作本審査役：
実質的に最後の回になるんでしょうかね。

佐々木主幹：
いや、もう一回。最後の最後というのがありますから。今日、修正があれば、そこで。

作本審査役：

I 部から II 部までで、前回ご指摘いただいたところを、このように直しましたということで、今ご紹介させていただきました、冒頭から。ただ、その前にちょっと字句を、先ほど用語統一ですか、表記を統一させていただきましたので、ちょっと口頭で申し上げます。「かわる」というのを、関係の「関」というのと、にんべんの「係」ありますけど、にんべんのほうの「係わる」で全部統一させていただきました。あと、「等」。これは「など」。これを全部、漢字表記。ただ、条約の一部記述で、「など」と公式で訳してやってるようなところは、平仮名のまま残して載ってありますけども、基本的には、こちらの作文は、漢字の表記です。あと、先ほど出ましたけど、「毎」。これも平仮名と混じってましたけども、漢字で、毎日新聞の「毎」ですが、これを使わせていただくと。あと、「必要に応じて」という場合には、直前に「・」を置いて、「必要に応じて」の次のほうのテーマと。挿入句じゃなくて、後半のほうにかかるように、副詞的に使わせていただくと。あと、「我が国」という表現が何カ所もありますが、「我」という漢字を頭のほうに当てはめて、平仮名の「が」「国」というふうにさせていただきます。あと、「及び」。これも漢字表記で一応やっております。平仮名が一般的という方もいるかもしれないですが、一応ここでは、「または」は平仮名ですが、「及び」は漢字で改める、ということにさせていただきます。あと、「あたって」。これもさっき出ましたけど、これも当然の「当」じゃなくて、平仮名に変えさせていただきました。あと、「～を行なう」は、漢字で「行」を使って、それを使っていたいで「なう」と送り仮名を入れるというかたちで。

原科委員長：

「な」が入る？

作本審査役：

ええ。そういうことで、用語とさせていただきます。じゃあ、本文のほうに。ちょっと時間もありますんで、入らせていただきます。

まず、冒頭の「〇年〇月」という、これは、ちょっと後で、事務局のほうでお話も、いつ改正とか、この辺りの数字は、また議論いただきたいと思います。

「基本理念」のところでもありますけど、これはいくつかの案が前にも出ました。規程をそのまま入れたらいいんじゃないかとか、ジェトロの規程というか、独法の法律を入れたらいいんじゃないか、というのがありまして、それを基本的に、ここで、ほぼ拾うようなかたちで、ちょっと長いんですけども入れて、それであと、最後に「2003年に設立された機関である」と。これは引用箇所というか、おおよその部分は、中期計画ですね。似たような文章を使ってるということで、この表現を使わせてもらってます。ちょっとここで注目されるのが、「第3条における」という、「基本理念」の2行目ではありますが、ジェトロの第3条というのを明記してるので、こっちを使ったということがあります。こちらで、

ちょっと佐々木さんと考えたんですけど、いくつかの候補としましては、今まで使ってる「基本理念」の文章、あるいは規程そのものを、コピーで貼り付けるとありますし、規程に、最後のほうに「2003年に設立された機関である」という、この辺りを追加して、3条ということを加えながら書き込むやり方、3つほどパターンを考えながら、これが一番座りが良いかなということで、この「基本理念」の第1パラグラフは挿入というか、コピーさせてもらうことにすると。

高梨委員：

ここは、3条をベースに置いてるんですか。

佐々木主幹：

ええ。ほぼ抜粋です。

作本審査役：

ほぼ抜粋ですよ。

佐々木主幹：

ええ。

高梨委員：

ただ、3行目のところに「振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施する」と。ちょっとジェトロさん、総合的にやってるのかな、ということで。

佐々木主幹：

これ、細かく見ていくと、「投資」が入ってないじゃないかとか、いろいろあるんですよ。当時のMETIの解釈では、貿易の中に投資も含まれますとか。要するに、変えるほうが大変ということで、このまま。

高梨委員：

今も変えてないということ？

佐々木主幹：

変えてないです、これで。このままなんです。

高梨委員：

投資促進じゃなくて？

佐々木主幹：
も、やっています。

原科委員長：
だから、あまりこれに書いちゃうと、そこに焦点が当たって、ジェトロの属性が見えにくくなっちゃうから。メインは貿易の振興だと。それに派生することをやってると、そういう考えでしょう。

作本審査役：
前半がジェトロで、後半がアジ研のほうにフォーカスしています。

佐々木主幹：
もう一つ、ホームページをつくったときに、これも変えてないんですが、割とまとまった表現あったんですが、よく詰めていくと、ちょっと変な部分がありまして。それだったら、まだ従前のこのほうが、まだいいだろうということで、いろいろ考えたんですが、法律だったら、申し訳ないんですけど、これにさせていただきます。これで文句言われても、変えようがありませんので、もうこれで行きましょうということで。申し訳ないんですが、ちょっとわかりにくい文章なんですけど、これでいかがかということで。

高梨委員：
パンフレットなんかには、みんな書いてあるんでしょう。

佐々木主幹：
これ、使ってますね。

高梨委員：
投資、入れてないの。

佐々木主幹：
投資は、別なかたちで入れてるんですが、あまり上手な表現ではないんですね、ホームページなんか。

原科委員長：
多分、高梨さんが言われた「総合的」の中に、入ってるんじゃない。

高梨委員：

でも前段が「貿易振興の」と書いてある。

原科委員長：

「に関する事業を」。関する事業。その「総合」の中に入るんじゃないかな。

高梨委員：

僕らからすると、貿易と投資は、全然違うという理解だから。貿易の「総合的」の中に、投資は入らない。

原科委員長：

この文章の筋から、入らないね。

高梨委員：

ジェットロさんの事業からしたら、おかしいなと思うんですけど。ここは必ずしも、本当は法律を持ってこなくなつて、現状のジェットロさんの事業を、概括して述べるということで、本当はいいんじゃないかと思うんだけどね。かえって 3 条なんかリファアーしちゃうと、現行と合わないからね。

柳副委員長：

ただ、これ、前回は議論あつて、いろいろと議論した結果、こういう話になったので、またそれを蒸し返してしまうと、また元通りという話になるので、これはこのままで、変えたままで、いいんじゃないかなと僕は思ってますけど。あんまり投資にこだわることもないと思いますけど。

高梨委員：

いや、今は、ものすごく、それが脚光を浴びてるから。

柳副委員長：

それは時代が時代だろうけど、そもそも法を改正したときの目的基点に沿って変えてるといのが、第三者に対する説明として、明確でしょうと。変えるのであれば。それ以外の目的で変えるんだったら、その説明を今度は事務局が明確に言わなければいけないので、なかなかそこは難しいという議論だったんで、それは法の目的規程で書かれたらいいんじゃないですかということで、こうなつたと。

高梨委員：

これまでで言えば、どっちかと言えば、法律でこう決まってるから、佐々木さんが、それをリファアするほうが、組織としてはいいんです、という説明の仕方だったと思うんですね。

佐々木主幹：

変えるのであれば、ですね。前を変えないというのは、これは一つの考え方だと思うんですけど、若干いじったんですね。

原科委員長：

変えないというのも、あるけどね。

佐々木主幹：

いじって、なぜいじったかの説明あるときに、そもそもこれって、どこから持ってきましたという話にまで及ぶと、これ、実はちょっとわからなかったんですね。同じ表現がなかったんで。当時のメンバーで議論して、これが適切ということで、はまったんでしようけれども、その根拠というのは、ちょっと説明しろと言われても、ちょっと……。

原科委員長：

最初にガイドラインつくったときに、そのときの議事録、見るしか確認しようがないからね。

佐々木主幹：

そうですね。

村山座長：

私はどっちかという、あまりこだわりません。というのは、あんまり関係ないです、環境社会配慮に。

佐々木主幹：

そうなんです。

高梨委員：

でも、対象事業は関係するんですよ。

村山座長：

ですから、それは後ろのほうで、貿易も投資も、多分、第Ⅱで対処しますから、それはいい

いと思うんですけど。

佐々木主幹：
出てきますね。

村山座長：
それはいいと思うんですけど。

原科委員長：
「基本理念」と書くと、何となく。高梨さんの言われること、何となくわかります。「基本理念」となるとね。法律に書いてあるからというだけですと、基本理念という言い方は、少しどうかな、という感じはしないでもない。

作本審査役：
ジェットロの前の原文ですよ。

柳副委員長：
だったら、この「基本理念」というのは、この頭の「ジェットロの機関である」という説明の話で、このガイドラインの基本理念を書いているわけじゃないから、ここはね。だから、黄色の部分というのは……。

原科委員長：
「基本理念」全体は、そうですけど、この部分は大事だからね。イントロだから。ジェットロはこういうもんだと。ただ、それが全体につながってくるから。そういった意味では、投資が入ってないのは、気になるかもしれないですけど、ただ、法で規定されてるんだからね。

村山座長：
仮に現行の表現で行くのであれば、そちらとして。

作本審査役：
我々は一番楽に。改正理由を示せというときに、元のままだと、一番説明しやすいと思うんですけど。こういうところはあんまり手を付けると、説明が。根拠をまず求められるんじゃないかと。

原科委員長：

まず、2003年というタイミングに抵抗あるぐらいかな。「2003年に」というタイミングぐらいは、言ってもいいのかな。

作本審査役：
そのぐらいは……。

原科委員長：
基本的には、前と一緒に。

作本審査役：
あんまり、ここでエネルギー消費すると、この先、起案の段階から、話が進まないということになっちゃう。

佐々木主幹：
ちょっと、きりが無いというか。

作本審査役：
なぜかという、次の段落のほうが、比較的すごいから。

高梨委員：
そういう面では、この2ページ目のところには、黄色くやってるところには、「貿易・投資及び経済協力」ということで、現行のあれを入れたままですよ。これは2003年の設立された後……。

村山座長：
機構法となっちゃうと、法人の名称に貿易というのしか入ってないから、あまり変更できないんでしょうね。

高梨委員：
だから、法律をリファアしないでもいいと思ったんですね。

原科委員長：
そういうことですよ。

高梨委員：
最近、役所は、そんなことは求めないですよ。

原科委員長：

だから、そういうのをすごく気にするからね、役所は。

高梨委員：

でも最近は、そういうのはないですよ。むしろ、現状のあれをしっかりと表してれば。

村山座長：

そうすると、今の表現で。

佐々木主幹：

それも一つなんですよ。

原科委員長：

そしたら今の表現で、「2003年に設立された」という表現ぐらいにすれば、いいんじゃないの。10年間経ったタイミングと、わかったほうがいいよ、確かに。ちょうど10年でね。そうしたらいかがですか、もしそういうことであれば。あんまり変えないというのも、大事かもしれないな。

佐々木主幹：

「貿易・投資の振興及び開発途上国調査研究を実施することを目的に、2003年に設立された機関である」。

高梨委員：

そのときも、投資のほうが抜けてたというのも、おかしいんだよね。

原科委員長：

下から3行目のところに「協力の促進に寄与すべく、2003年に設立された独立行政法人であり、」とつながる。そういう表現。

高梨委員：

これ、2003年って、合併したときじゃないの？

佐々木主幹：

そうなんです。一緒になって独法になったんですね。

作本審査役：

独法化された年ですね。

原科委員長：

2003年に設立されたと。

作本審査役：

ジェットロはもうこの次に出てくるように、半世紀ぐらい。長いです。

原科委員長：

独立行政法人としては、2003年。

佐々木主幹：

じゃあ、これ、旧のものに2003年を加えてということ。

原科委員長：

戻そう。戻して「2003年」を加えると。これで、高梨さんも安心。

佐々木主幹：

確かに、ちょっとここに法律「第3条で」なんて言っても、ちょっと違和感があるんですね、正直言うと。

高梨委員：

これ、民間に配るわけですからね。僕らからすると、そこ、読まないと言え、それまで。

原科委員長：

そうですね。急に法律を持ってこられても。入り口だから。

柳副委員長：

この「独立行政法人～第3条にあるとおり」というのは、いらないんですよね。これを入れるから、何となく違和感があるんで。

作本審査役：

繰り返しですもんね。

柳副委員長：

それはもう繰り返しだし、言わずもがなのことなんで、それをわざわざそこに入れるということが。法でできてる、ということを強調したいのかな、というようなことしか、受け取られないですよ。

原科委員長：

そしたら、元で行きましょう。

作本審査役：

右のほうの文章の良さは、「投資」という言葉が入ってるということですね。

原科委員長：

そういうことだね。あと、「2003年」というだけ。

作本審査役：

入れたいんですか、どうしても。

原科委員長：

独立行政法人で2003年にスタートしたということ、大事だと思うんですよ、私は。それまでのジェットロと違うんだから。10年経ったということはね。

佐々木主幹：

よく見ると、元の文章も、ちょっとあれなんですよね。「~のために設立された法人だよ」と。それで「~をやっているんですよ」と。その「~をやっている」には、投資は一応入ってるんですけども、具体的には。ちょっとなんか、ダブるというか重複表現ではあるんですけどね。これ、いじると、あれなんで。

原科委員長：

いじらない。

佐々木主幹：

じゃあ、原科先生の案で。

作本審査役：

2003年の箇所をどこかうまく入れられれば。

佐々木主幹：

「寄与すべく、2003年に」。

作本審査役：

「寄与すべく、2003年に設立された」ぐらいで。

原科委員長：

そういう感じだな。さっと書くだけ。

佐々木主幹：

柳先生、いかがですか、これ。

柳副委員長：

そこがすっきりしないというから、いろいろとやったんで。もうそれで、すっきりしてるんだったら、それはもう、それでいいじゃないですか、位置付けが。

原科委員長：

もう、それで行こう。きりがない。これで行きましょう。

作本審査役：

よろしいですか。

村山座長：

多分、入り口が大事ですから。

作本審査役：

次に、入り口にまさにかかるところ。その第2パラグラフで、我々、読み直してみても、変えた文章だと、どうも長くて、しっくりこないんです。それで、そのために今日、10月のときの文章をお配りして。やっぱり第2パラグラフ「近年」から始まると、もちろん我々も、グローバル化だとか、新興国だとか、こういうふうな動きを、民主化だとか入れたかったんですけど、これを入れてると、次の「この間」というのが、どうもこれが、言葉が前の文章にとっても役立ってるのに、この意味合いが消えちゃうんですね。それならば「この間」というのは、ジェットロ、貿易振興会が——右側にあります——振興会が設立されてから、半世紀の「この間に」というそこをうまく使わせてもらおうと、「この間」が生きると。

前回の10月の文章ですが、「近年」というのが冒頭に出てるんですね、第2パラグラフ。どこからどこまでが近年でとなってくると、近年の一般的な顕著な動きを紹介するというのでいいんですが、その後と、前と後とがつかない、しっくりこない文章だったんで、

今回のような文章に、ちょっと改めさせていただきました。その元は、右側にある、今のガイドラインの冒頭文を使わせていただいて、「顕在化してきた」までの4行を、そのまま左に移させてもらったと。思い切って、残念ですけど、「近年、国際経済の急速なグローバル化」とか、ここで作った「民主化」とか、この辺りの動き3行をそっくり外して、次の2つの文から構成してみたんです。一つは、「環境問題の分野では」と、前の旧ガイドラインをベースにしておりますけれども、いわゆる先進国と途上国双方にとっての環境問題の共通の話題があるという、国にとってもというところは前半で、「さらに」以下は、「地球環境問題」「持続可能な開発の」——これ、どうしても使う必要があるんで——ための国際協力の必要性、「強調されてる」というかたちで、前半は国別、後半は地球環境問題全体での国際協力を果たすという見方を入れることで、ここはつないでみたんですが、いかがでしょうか。

高梨委員：

やっぱり冒頭、ちょっと違和感がね。「前身である」というのが急に出てくるでしょう。2003年に設立されたと。

作本審査役：

この文章、なくてもいいかとは思ったんです。我々もこの2行削除したいんですが、そうすると、「この間」というのはなくなっちゃうんです。あるいは以前のような、10月の段階の文案のように、「近年」で始めちゃうと、またこれが裾野が広すぎて。

原科委員長：

だから、2003年と書いたから、前身はわかるんじゃないの。独立行政法人になったのが2003年で、だから、それを受けて前身になるじゃない。

作本審査役：

はい。もう、そこはこれでいきますね。

高梨委員：

でも、この文章を読むと、要は初めて読む人は、ジェトロは2003年に設立されたと思うでしょう。その前身が、僕らは知ってるけど。アジ研と一緒になると。2003年に設立されて、「その前身である」と次にまた出てきてね。本来なら、それは上のほうに。

作本審査役：

順番逆、説明が逆ですね。

高梨委員：

それ、「近年」にしたら。あるいは「2003年以降」と。

原科委員長：

「独立行政法人になった」と言ったらいいんじゃない。「設立された」じゃなくて。「設立された」というと初めてみたいけど。

佐々木主幹：

これ、いろいろ見たんですけど、やっぱり今もこれ見ると、移行したとか特殊法人だったとか、うんたらって、あんまり使わないんですね。あんまりというか、まず使わない。「2003年に設立しました」という表現を、どこ読んでも使ってるんですね。

高梨委員：

だから JICA の場合、ちゃんと書いてるんですね。旧 JICA と JBIC が統合して、新たなあれになったと。そうすると「前身の」と言っても、言い切れるんですね、本当はね。その、アジ研と合併したことを書かないのであれば、2003年以後、その後、「先進国から～広がる一方～」ということで、「近年」という言葉を避けるのであれば、2003年以降ということで、そのまま使うと。「前身である」と入れるのは、若干、違和感を感じるね。

佐々木主幹：

厳密に言うと、その前身って 2 つあったわけで、ジェトロとアジ研と。これ、ちょっと書いて書いてるんで、おかしいと言えば……。

作本審査役：

「この間」というの、どれを受けるかということ。やっぱり半世紀近くあると。2003年以降を「この間」というのは、あまりにちょっと短すぎるということ。

原科委員長：

そうすると、さっきの「基本理念」の説明で、2つの母体から独立行政法人ができた、ということを書いておけば、理屈は通る。日本貿易振興会とアジア経済研究所が。

柳副委員長：

そうすると、「日本貿易振興会は、日本貿易振興会及びアジア経済研究所をその前身とし」という。

作本審査役：

そこまで言うなら……。

柳副委員長：

「我が国の貿易の拡大～」というふうにつながるということですよ。

佐々木主幹：

これ、多分、議論すると大変なんで、やっぱりちょっと、アイデアつくってこないと、次回までにということなんですけど、基本方針として、それ、入れますか、アジ研。

作本審査役：

入れる必要、ないでしょう。入れると、どうなんですか。僕はよくわかんないけど。ここにあって言うことは……。

佐々木主幹：

今ほとんどというか、まず、いつ一緒になったとか、2つの団体が一緒になって1つになりました、という言い方はしないですね。「2003年に設立された独法です」というような言い方。

原科委員長：

じゃあ、しないのがいいのかな。独立行政法人としての設立は、そうなんでしょうけど。

佐々木主幹：

作本さん、ちょっとこんなこと聞くの、変ですけど、ジェットロって56年なんですよ、特殊法人ができて。それ、アジ研って、何年ですか。

作本審査役：

アジ研は、昭和36年に財団か何か、そちらから引き継いできた前身があるんです。

佐々木主幹：

36年？ 36年ということは、25足す……。

作本審査役：

61年ぐらい。

佐々木主幹：

61年。まあ、同じですね。半世紀超。

佐々木主幹：

じゃあ、「その前身である」の表現ですよ。

原科委員長：

だって、半世紀ということを言いたいんでしょう。だから、日本貿易振興会を書かないと、「半世紀」がなくなっちゃう。

高梨委員：

「半世紀」というのを生かしたいわけでしょう。それを慮ると、目的に「アジア経済研究所と合併し、2003年に設立された機関である」と。

原科委員長：

それ、書かなくても、独立行政法人が2003年にできてるんだから、それで「半世紀」と言われれば、前身があったと、だいたいわかるんじゃない。だから、そのままでいいんじゃない。

佐々木主幹：

じゃあ、もうちょっと単純に書きますか。「その前身である日本貿易振興会及びアジア経済研究所」。

原科委員長：

それはいらないんじゃない。それ、言いたいのか？ そうじゃないでしょう。アジア経済研究所云々ということは、あまり、いろんな関係あるから、強調したくないでしょう。

柳副委員長：

頭のところにそれが入っていると、まずいけれども、「ジェットロは」と書いてあるところだったら、いいんじゃないの。頭に入っちゃうと、まずいだろうけど、中だったらいいんじゃないのということになるんじゃないの。

佐々木主幹：

おっしゃるとおりです。頭から出てくると、なんで、これ、入れてるのというのは、内部で出てきますね、確かに。

原科委員長：

そうね。なるほど。2つ目のパラグラフか。

佐々木主幹：

2つ目だと、柔らかくはなるんですよね。

原科委員長：

それなら、いいんじゃないかな。

作本審査役：

ジェトロの組織のほうで、ご検討いただいて。

原科委員長：

「日本貿易振興会及びアジア経済研究所が～」。そんな違和感、ないんじゃない。あります？

佐々木主幹：

作本さん、アジ研も特殊法人だったんですよね。

作本審査役：

特殊法人、同じです。兄弟みたいなもんでしたから。

佐々木主幹：

ただ、僕、財団は省いてるんですよ。56年に振興会法ができたんで、特殊法人の。

作本審査役：

特殊法人の名称ですよ、振興会。日本貿易振興会ですから。

佐々木主幹：

そうそう。その前の海外市場調査会というのは、省いてる。

作本審査役：

ああ、財団のほうの？

佐々木主幹：

ええ。

作本審査役：

そういう意味では、どうなんですか。

高梨委員：

佐々木さん、それ、ちょっと調整したほうが。

佐々木主幹：

調整します。

高梨委員：

後ろで「半世紀」と、作本さんは入れたいけども、アジ研を入れたくないということになると、「この間」というのをどうするかと。「近年」だと困りますというんだと、ちょっと。

佐々木主幹：

そうですね。ただ、柳先生おっしゃったように、ちょっと 2 段目だと楽なんですね。楽というか、入れやすいんで。今のところ、「日本貿易振興会及びアジア経済研究所が設立されて」と、あっさりした入れ方。

原科委員長：

さっとね。そう書けば、「半世紀の歴史」ということが言いたい、という趣旨がわかる。ここに書けばね。

柳副委員長：

途上国の環境問題が顕在化してきたのも、アジ研の調査によってなんでしょう。

佐々木主幹：

確かに。

柳副委員長：

そこを言いたいわけなんでしょう。だったら、それ言って、前倒しに出しておいたほうが、それは文脈としてはつながるかな、と思うんですけど。

佐々木主幹：

これ、わかんない。高梨さん、前の議論のときには、ここで話があったんですか。8年前に。

高梨委員：

こっちのほうからいくと、あまりなかったもんね。

原科委員長：

8年前は、あんまりそんなこと言わなかったよ。

佐々木主幹：

確かにね。

柳副委員長：

でも、そこはわかんないですよ、そんなことまで。

高梨委員：

今回、議論になったのは、「2003年」と入れたらからなんですよ。前の、古いバージョンと違う点はね。

佐々木主幹：

2003年を外すと、どうなりますかね。「設立された」と。

高梨委員：

だったら、どこかにアジ研と入れられたら、やっぱり。

作本審査役：

正確を期するために、並記して入れると。

村山座長：

ちょっとそこを、可能かどうか考えていただいて。

佐々木主幹：

はい。次回までに。

村山座長：

「この間」というのを、具体的に何か、年号か時期、時代で表現していただいてもいいような気がしますけど。

佐々木主幹：

'50年間なんですよ。

高梨委員：

それこそ、そこは普通こだわらないと思うんです。半世紀だろうが。「この間」の「この」

って、どこですか、ということになっちゃうから。

作本審査役：

どれですかというのは、あるんですよ。ただ、「近年」よりは、まだちょっと広いんじゃないかという、半世紀ぐらい広めると、ちょうど途上国の経済発展が海外で……。

柳副委員長：

1900 何年なんですか。

原科委員長：

'60 年代、'70 年代でしょう。

作本審査役：

'60 年代、'70 年代ですね。途上国へ経済成長の波が広がるというところの、'60 年代からずっと。

柳副委員長：

1970 年代じゃないですか。'60 年代は、まだちょっと早いんじゃないですか。

原科委員長：

'70 年、地球サミット、地球サミットじゃない、スウェーデン、ストックホルム辺りですよ。

作本審査役：

いや、そこまで。シンガポール、香港、台湾、これがもう、第一波の経済発展を遂げてますね。

柳副委員長：

だから、人間環境問題は 1972 年だから、だから'70 年代からじゃないですかね。

作本審査役：

目安としてはね。

柳副委員長：

だって、顕在化してきてないもん、まだそのときは。

高梨委員：

ASEAN なんか、まだ遅いですよね。'80 年ぐらい。マレーシアとか何か。

作本審査役：

フィリピンだけがちょっと例外で、実施は遅れてる。

原科委員長：

経済化というと、'70 年代ですよ。ストックホルムの人間環境会議の頃でしょう。だから、'70 年代だと思ふな。

高梨委員：

じゃあ、そこは、そういうふうにしてもらって。

村山座長：

そういう選択肢も含めて、次回。

佐々木主幹：

ェトロの定義って、今さらいるかなという考えも。その「基本理念」のところに、ジェットロはどうであるというのは省いて、経済環境はこうです、あるいは環境についての、環境というのは、こうなりましたということから始めても、おかしくはないですね。

村山座長：

私もそう思います。けども、もともと入ってる、と思いますけども。

柳副委員長：

どうして削ったということの説明が、内容的にいるでしょう。いるんだったら、やっぱりしょうがないじゃないですか。

佐々木主幹：

そうですね。わかりました。ちょっと預かりというか、次回までに。

村山座長：

基本は、まず、何をやってる機関かということなんで。

佐々木主幹：

わかりました。

作本審査役：

じゃあ、今のパラグラフで、始まりのところは、ちょっと別といたしまして、上から 4 行目の「環境問題の分野では」というところなんですけども、元の文章で、そのさらに 3 行ぐらい下の「先進国と途上国双方にとっての」というのは、いわゆる地球環境問題のところに、組み込まれている表現だったんですね。ここを、さっきちょっと申し上げましたけども、この「環境問題の分野では」というところの前半部分を、先進国、途上国、いわゆる国単位で見たときの環境問題にして、後半部分を、「さらに～地球規模の環境問題～持続可能な開発」というかたちでの 2 つのシナリオを、前半、後半でつくってみたいんですが、そのため「先進国と途上国双方にとっての」という表現を後半に残しておくとうまくなかったんで、前半のほうに打ち込んだんですが、この流れでよろしいでしょうか。前の文章では、「共通の課題になってきた」の、主語が若干はつきりしなかったんですね。

ちょっと追加させていただきますと、あと、この今のパラグラフの文末部分なんですけど、「持続可能な開発のための国際協力」、ここまではいいんですけども、前に松本委員から——今日、欠席ですけども——示されたのは、国際協力の重要性は普遍的なものになっているということで、ちょっと時間がなかったんでまとめていただいたんですが、「国際協力の重要性は普遍的なもの」という、ちょっとこの表現が漠としてるんで、重要性なのか、むしろ国際協力の必要性なんじゃないかということで、国際協力の重要性は普遍的というよりは、「国際協力の必要性が強調されてきている」というふうに、ちょっと同じようなことなんですけど、こういうふうに変えさせてもらいました。1 ページの最後の左の下 2 行なんですけど。

原科委員長：

ちょっとニュアンス、違いますね、そうするとね。

作本審査役：

ニュアンス、ちょっと、必要性和重要性、違うんですけど。「必要性」のほうが強いか。

原科委員長：

「必要性が強調されている」ということは、「重要性が普遍的」というのと、ずいぶん違ってくるんですよ。「重要性が普遍的だ」と言われたら、皆がもう認識していると。「必要性が強調されている」というのは、これからそれを、スターティングポイント。ちょっと、まだこれからという感じします。だから「重要性が普遍的」なものだったら、皆もう認識したということですよ。これだと、何か認識の前みたい。

作本審査役：

「国際協力の重要性が強調されている」のほうがいいですか。

原科委員長：

いや、「強調」という言葉は、重要性が普遍的なものになったというところを、松本さん、特に言いたいところでしょう。どこでも、世界中で、それはもう当然のことをされている、ということをお願いしたいでしょう。

作本審査役：

当たり前だよ、ということをお願いしたい。普遍的な「もの」というところに、ちょっと引っかかったので。「傾向」とか普遍的な「考え方」とか。

原科委員長：

じゃあ、「国際協力の重要性が普遍的になっている」とか、「重要性が広く認識されている」とか。

作本審査役：

重要性が広く……。

佐々木主幹：

認識されている。

原科委員長：

普遍的。

佐々木主幹：

それも使いますか。「認識」じゃなくて。

原科委員長：

認識されていると。そのほうがいいのかな。「もの」だったら、確かにおかしいね。「重要性が認識されている」と。今現在「重要性が普遍的に認識されている」と。世界中で、もう誰もがね。世界各国ね。相当強い表現になりますね。

作本審査役：

強い表現を狙って言ってるわけで。「必要性が強調」だと、出発点みたいですね、確かに。

原科委員長：

確かに、もうそういう時代でしょうね。

作本審査役：

むしろ、当然ですよという、普遍的ですよということを。わかりました。ありがとうございます。

よろしいですか、このまま。ちょっと、時間も5時半になりますけど。

佐々木主幹：

もうちょっとやらないと、次回が苦しくなっちゃうんで。

作本審査役：

2 ページ目にまいりますと、上から3つ目のパラグラフですね。「このような背景の中で、官民連携のもとに」というとこなんですが、ここのところで、主語をはっきりさせるために、「公的機関としてのジェットロにとっての責務である」というのを、「公的機関としてのジェットロの責務である」というのを、「寄与することは、公的機関としての」。以前は、「ジェットロの責務である」という流れだったんですが、意味は変わっておりません。「公的機関としてのジェットロにとっての責務」だと。ちょっとこの辺りも、じっくり、まだきてないんですけども。どう思います？

あと、その同じパラグラフの最後のほうは、もともとは「2008年1月から施行している」となっていたんですが、今回のこの改定のことを、事実、規程に述べる必要がありますので、「規程を制定し」、はっきりさせるという意味で、制定したことと、2008年以降の施行開始と、これを文章を分けたということが、このパラグラフの中身です。

佐々木主幹：

この文というのは、前回の2 ページのところを見ていただいたほうが、比較しやすいかなと思いますけれども。2 ページの右側の下線部なんですけど、これ、重複表現がかなりあって、2 回繰り返したんで、それを1 回にまとめたということですね。高梨さんのほうから、官民連携って、最近、強調されるから、これを入れたほうがいいよ、というご指摘をいただいたんですけど、この官民連携、要は、最近だけじゃなくて、最初から入ってるようなかたちにしたんですね。というのは、もともと、官民連携という動きはあったわけで、なくはなかった。最近は特に強調されてるよ、というようなご指摘だったんですけど、それはもう、全機関を通してこうなんでということで、「官民連携のもとに」というような表現を、ここに入れさせていただいたんですけども。

原科委員長：

この文章で、2 行目で「～経済協力の促進を通じて環境社会配慮を実施し」とつながるので、ちょっと変な感じですね。もともとの文章は「促進を通じて、持続可能な社会づくりに貢

献」とか、そういう表現ですよ。環境社会配慮を通じて環境社会配慮と行くわけじゃないよね。ここに入れちゃっていいんじゃないですか。だから「促進を通じて、持続可能な社会づくりに寄与することは～」、そのために十分な環境社会配慮を行なうということだと思いますけど。この文章は、ちょっと前のと違ってしまってますね。

作本審査役：

「環境社会配慮を実施し」って、どこかで意見が出て、このように変えたんじゃないかと思うんですけど。確かに、つなぎ、おかしいですね。

原科委員長：

「～責務である」と。そのためには環境社会配慮が必要だという、その後が続くんじゃないですかね。

作本審査役：

「環境社会配慮を実施し」って、どこかの段階で、そういうふうにしたいという意見があったんだと思うんですけど、これ、ないほうがいいですね。

原科委員長：

この文章、かえっておかしくなる。この場所はおかしい。この文章としては、「促進を通じて、持続可能な社会づくりに貢献することは～」であると。「このために環境社会配慮を実施するのは必要だ」という言い方、次にするべきじゃないですかね。

作本審査役：

じゃあ、今の「環境社会配慮を実施し」というのを、削除するかたちでよろしいですか。

村山座長：

結構です。

作本審査役：

じゃあ、今のパラはそういうことで。あと、「とって」というのを、ちょっと。「ジェットロにとっての」というふうに入れたんですが、「ジェットロの責務である」という、ちょっと表現が、何というんでしょう、ストレートすぎるかなということだったんで、ジェットロにとって責務だ。責務はいっぱいある中の一つというような感じで、平仮名の「とっての」をちょっと入れてみたんですが。

村山座長：

あんまり、それ、伝わらないですね。

作本審査役：

違いはないんですね。

高梨委員：

前のほうが、すんなり流れるような。

作本審査役：

前のが、すっきりしてますか。

原科委員長：

「にとって」、いらないんじゃない。「ジェトロの責務」で。

作本審査役：

いらない？「ジェトロの責務である」と。わかりました。

じゃあ、次。すいません、時間の許す限りですけど、次のところの冒頭の「さらに」という接続詞、いらないだろうということで、ちょっと取らせていただきました。2行目に、前は、「2014年度においても」で「、」で「国民に対し～サービス」だったんですが、「おける」で「国民に対し提供する」をつなげさせてもらったということがあります。意味が変わったわけじゃありませんが、読みやすくするというので、「おける」として、次の「、」を、過去には「においても、」だったのを、変えさせてもらったということです。

あと、「措置」の次に、3行目の「措置～」のこの辺りに、いっぱい「、」が、文章中に入っていて、読みづらかったんで、読みやすくというだけに、変えさせていただきました。

じゃあ、ちょっと次のところまで、よろしいですか。パブコメのところ、もしご意見いただけるとありがたいんですが。次の3ページの冒頭、左上ですけども、「なお」というのは、どうも必要ないだろうと。「外部からの」パブコメの部分ですけど、これはパブリックコメント、イコール、もう外部からに、決まってるんですけども。あと、ヒアリングというのは、ちょっと言葉としては、コメントごとのヒアリングは、違うんじゃないか、同じじゃないかということで、ちょっと表現で、ちょっと教えていただけるとありがたいんですが。

柳副委員長：

諮問委員会の「委員会」が。

村山座長：

「委」が抜けてますね。

佐々木主幹：

ああ、そうですね。

原科委員長：

「外部からの」、確かにいないね、これ。

作本審査役：

いないですか。

村山座長：

ヒアリング、いますかね。

原科委員長：

「パブリックコメントによるヒアリング」という言い方、おかしいね。

作本審査役：

物理的ですからね、ヒアリングって。

原科委員長：

パブリックコメントというのは、だいたい意見を送ってもらうでしょう。ヒアリングというのは、こっちから意見を聞くわけだから。全然違う方向にあるわけでしょう。「パブリックコメントによるヒアリング」って、おかしいです。

作本審査役：

パブリックコメントを一方的にやりましたというだけでも、うまくないかなと。何かやりとりをしたという。

原科委員長：

じゃあ、「パブリックコメント及びヒアリング」。両方入れるなら。

柳副委員長：

ヒアリングもやるんですか。

作本審査役：

ヒアリングって、そういう人たちから意見がネットで寄せられれば、という意味合いでの。

柳副委員長：

でも、それはパブリックコメントでしょう。

原科委員長：

ヒアリングは、こっちから聞くんですよ。

柳副委員長：

こっち側から、また何か出してヒアリングしなきゃ、できないんですよ。それを考えてないんだったら、パブリックコメントだけじゃないですか。

高梨委員：

考えてないんですか。

作本審査役：

考えてないです。

柳副委員長：

考えてないのに、「ヒアリング」というのは、おかしいでしょう。

作本審査役：

「設けて」で、それでよろしいですか。

柳副委員長：

「パブリックコメントを経て」だけでいいですね。

作本審査役：

パブリックコメントを「実施」とか、そういう言葉もなくで。

佐々木主幹：

パブリックコメント自体、動詞と言ったら変ですけど、あれですか。

原科委員長：

「パブリックコメントを受けて」とか。

村山座長：

ここはいいんですけど、細かく書く必要、あるんですか。

作本審査役：

透明性を確保したというところで、そういう根拠で。

原科委員長：

じゃあ、「パブリックコメント」という言葉、使わないほうがいい。「外部からの意見聴取」とかね。そのほうがいいじゃない。

作本審査役：

そうですか。

原科委員長：

「外部からの意見聴取」。そうすると、いろんなパターンがある。具体的なもの。パブリックコメントもあるし、ほかのもある。意見聴取のやり方は、パブリックコメントもありますし、場合によっては、ヒアリングもやるということになりますね。

作本審査役：

はい。

村山座長：

もうちょっとやりましょう。

作本審査役：

それでは、3 ページの 2 の「本ガイドラインの目的」のこちらのほうには、その後の修正はありません。あと、3 番のこちらのほうで、上から 5、6 行目に「貧困層」と「先住民族」という言葉があるんですが、ここで「等」と入って、次に「、」が入ってるんですけども、元の文章ですね。「貧困層や先住民族等、社会的に脆弱なグループ」。社会的に脆弱なグループというのは、この、その前の貧困層と同じことを意味してる、というか、その一部だろうということで、この間の「、」を取ったんですが、こういう「等」の使い方、ほかにも出てくるんですね。用語を並べた中の途中に、「等」を入れる。こういうのは、普通行われないような気もするんですが、どうでしょう。「先住民族等社会的に」。この場合は、まだ「社会的に」でつながるんですが、ほかでも。

原科委員長：

「等の」にしたら。「の」を入れたら。「等の社会的」。そうすれば、つながる。

柳副委員長：

前も「など」としてたやつを、「等」にしたわけでしょう。

作本審査役：

「等」で「、」になってたんです、元は。

原科委員長：

「、」の代わりに「等の」にしたらいい。

作本審査役：

「社会的に脆弱なグループ」とは、別々になってたんで、「等の」にすると、これが一緒に。

原科委員長：

そうすると、つながるでしょう。「、」でもいいと思うけどね。

作本審査役：

3 ページは、もうそれで終わります。4 ページの下から 2 つ目のパラグラフで、4 の「社会環境と～」というところの左の部分ですけども、「ジェットロは、事業の実施にあたり」というパラグラフ、下から 2 つ目にあります。ここも「マイノリティ等、」という、今と同じような表現が出てるんですけども、これも「マイノリティ等の社会的に」で、よろしいですか。

原科委員長：

いいです。

作本審査役：

はい、わかりました。じゃあ、続けて。

原科委員長：

一通り、いけそうかな。

作本審査役：

いけると思いますね。5 ページの 6 番目の、この「また、」は、これ、もうすでに前々回ぐらいにやった。つなぎとしては「また、」ということでもいいだろうと。

あと、一番 5 ページの左下、(2) ですけども、文中で両括弧の次には片括弧ということ

で。字句は小さい言葉ではありますが、一応、片括弧にして 1) 2) 3) ということで、理解いただいています。

あと、6 ページの (3) 「案件形成等調査」というのと「案件形成調査」、使い分けされてるんですが、この 6 ページでの (3) の部分です。左上のパラグラフ、2 番目ですけれども、ここでは、表題は『案件形成調査』とは」と、始まっていますけれども、3 行目では、ジェットロが言う場合には、「案件形成等調査」とあって、ジェットロが経産省等からの受託調査として行なう、次のところですけども、これは「案件形成調査」と。いわゆる一般表現で『案件形成調査』のことをいう」ということで、これもこういう表現でよろしいですか。これ、私もわからなくて、混乱していますけど、佐々木さんに整理していただいたところで、「等」は、最後にいらないだろうということ。よろしいですか。用語としては「案件形成調査」を、ここでは使ってるという、一般用語として。よろしいですか。

原科委員長：

説明があったほうが、わかりやすい感じはするね。

高梨委員：

これは、いろんな調査があるからということですね、「等」を入れたのは。

佐々木主幹：

「等」のほうは、具体的に事業に付いてるほうなんですよ。

高梨委員：

経産省のあれ？

佐々木主幹：

ええ。今は「等」を付けて。今って、もともと付いてたのか。ごめん。そうだよ。ね。「等」がなしの場合は、一般として使ってるという。

原科委員長：

一般的な表現ね。一般的表現と、わかるように書いておいたらいいんじゃない。そうしないと、ちょっと違いがわからなくなっちゃうね。

佐々木主幹：

そうですね。誤字・脱字と思われる可能性、ありますね。

作本審査役：

「いわゆる」とか、だめですか。

原科委員長：

だから、先ほどの「発掘するために行なう調査であり、これは一般的な表現である」と一回切っちゃって、それで「なお～～である」と。そう言えば、「案件形成調査」は一般的表現で、固有名詞がこうだということがわかる。どうでしょう。

作本審査役：

「調査である」で前半を切っちゃって……。

原科委員長：

「一般的な表現である」という表現を書いたらどうですか。

作本審査役：

「一般的」と入れるんですか。

原科委員長：

そのほうがいい。理由がわかれば、間違いじゃない、誤植じゃないと。

作本審査役：

「一般的には」を冒頭に入れるかたちで。

柳副委員長：

じゃあ、あれですか。『案件形成調査』とは、一般的には次の段階に～行なう調査であり」、となってます。「調査を言うが、ジェトロの『案件形成調査等』とは」ということを言うというふうに限定してると。前は一般だけど、その次は限定して言うと。

作本審査役：

何のために、限定を書くのか。

柳副委員長：

それを定義してるんでしょ、ここで。「とは」というのは、定義だから。

佐々木主幹：

そうですね。

村山座長：

ちょっとここは、次回も議論してもらったほうがいいかもしれないですね。

作本審査役：

強調することになりますから。

原科委員長：

私は、「調査である」の後に、「本ガイドラインでは一般的な表現として使う」と、注釈を入れて「。」にして。そう入れたら。あとは、このままでいいと思いますけど。本ガイドラインでは、一般的な表現として使うということを、明記したほうがいいように思いました。

村山座長：

シーズ発掘段階なのか、という議論があるので。だけなのか、という。

作本審査役：

シーズと切り離れたほうがいい。当然、シーズ発掘ということを受けてのジェトロ調査、というふうに、読もうと思えば読めますね。前半と切り離すことで、シーズ発掘を切ってしまうというのは。

村山座長：

ちょっとここ、検討していただいて。

原科委員長：

シーズ発掘と定義しちゃ、だめだね。それが一番気になるね。これは、それで、もう定義しちゃったんじゃないですか、ここで。そうじゃないの。

村山座長：

案件形成調査は、そういう定義でいいと思いますけど、ジェトロが受けてる調査すべて、こうかと言われると。

原科委員長：

だから、今回は一般的表現として使う、という注釈があるんですよ。シーズ発掘するために行う調査を、本ガイドラインでは一般的表現として使うと。

作本審査役：

「あるが」と言ったら、「が」が入っちゃうと、違うことになりますので、先ほど委員がお

っしやられた、「あるが」と入れちゃうと、今度は違うことをやってるんだと思われちゃう。「ある」ぐらいで、前半は一般的な定義と、ここでの使い方を、前半、後半で。

原科委員長：

用語の説明ですから、一般的表現として使うということは、きちんと書いていいと思いますけど。

柳副委員長：

「シーズ発掘するための調査を意味する」と言っていていいんですか、ここでは。それは、前からずっとそうなってるんですけど。

村上課長：

そうですね。METI への説明としては、こういう調査だよと。シーズ発掘の前段階でやる調査です、というふうな説明をしています。こちらの議論として、熟度が云々というのはありますので、必ずしもそうでないものも含まれてますよね、という話を、ちょっとここでは、何とかしていきたいと、そういう文言が入った、というふうな理解をしています。

佐々木主幹：

「原則」とか、入れたらどうですかね。要するに、「例外もあります」みたいな。

村山座長：

ちょっと、それは例外扱いになってるかどうか。

柳副委員長：

あるいは「～ということを意味している」ぐらいか、「～を指している」ぐらいで、いいんじゃないですか。

原科委員長：

もしそうであれば、「一般的には案件形成はこういうのを指して」、そういう表現のほうがいい。

村山座長：

ちょっとそこは、諮問委員会としてのスタンスもありますので。先生が最初のほうにおっしゃったように。そういうものを受けるというのが、いいかどうか、というところなので。

作本審査役：

「シーズを発掘する」と、これは前からクエスチョンマーク付けてるんですが、かなり狭いですね。それに対して、ジェトロのこの「形成等調査」というのは、どのぐらい間口がというか、その先の広さが違うんだ、という議論の材料を与えてることに。

高梨委員：

ただ、僕ら、シーズというのは、結構、逆に広くとってるんですね。要するに、ゼロからやるシーズと、ある程度、FS ようなものも、プロジェクト化するためのシーズと。

作本審査役：

むしろ私は、前半、カットして、削除してもいいんじゃないかという、思い切って。今さら一般的な案件形成調査の説明、ここでやる必要ないと。「ジェトロで言うところの案件形成等調査はこうである」と言って、こっちの面だけを説明すれば、僕は、いいんじゃないかなと思いますけど。

高梨委員：

そうすると、後ろのフィージビリティとかいう、基本的なことの説明が、作本さん、いらなくなっちゃう。

原科委員長：

そうすると、定義がないというと、後で怒られちゃう。未定義語ということになっちゃう。

高梨委員：

むしろ、案件形成「等」と、わざわざ役職を、事業名は入れる必要があるのかなと。

原科委員長：

だから、案件形成調査はシーズを発掘するということに定義して、「等」でそれが膨らんだと。

高梨委員：

オリジナルは「等」が入ってなかったでしょう。

作本審査役：

元は、なかったですね。

高梨委員：

だから、この「ジェットロ案件調査は」ということで、いいんじゃないかと思うんですよね。

作本審査役：

それだけで。ただ、目立つんですね。「等」を入れて、わざわざ範囲を広げる意図は何なんだと、そう思われちゃう。

村山座長：

そこは多分、議論が必要だと思います。例えば FS に近いものであったり、ERA 行われてたりするやつが出てきてるわけじゃないですか。ですから。それを受けてる以上、これでいいのかと。

柳副委員長：

それかもう一つは、「経産省等」と言って、経産省だけに限定してませんよというの、あったんじゃないですか、前、討議では。

村山座長：

そうですね。そう思いますね。

高梨委員：

逆に、経産省「等」と、言う必要ないよね、ジェットロにとっては。

作本審査役：

一切、言う必要ないですね。「ジェットロがジェットロの事業」って。いいですね、これは削除で。

高梨委員：

ただ、これは経産省との並びがあるから、作本さんみたいに、経産省はどうでもいいというわけにはいかないと思う。

村山座長：

これは、むしろそちらの立場で、「等」が入ったような気がしたんですけど。

高梨委員：

そうそう。確か佐々木さんは、事業名に「等」が入ってるんですよと。

原科委員長：

もともと入ってるよね。

佐々木主幹：

もともと入ってたんですけどね。それで、区別しましょうというんで、一般用語と、この事業名と。それで「等」を入れたんですけども。あえて入れる必要も、この中で通じれば、こだわりはないと思いますけどね。一般の人が見て、わかりやすいほうがいいと思うんですけどね。ちょっと、ここも一回……。

作本審査役：

固有名詞で入ってて、こっちは全部、「形成調査」だけで「等」を入れないほうが……。

佐々木主幹：

すっきりするかもしれないですね。

原科委員長：

シーズと書かないで、「プロジェクトを発掘する」でもいいのかな。シーズとやると、ちょっと狭いかもしれないな。プロジェクトを発掘するための調査と。そうすると、だいたい対応できますよね。

佐々木主幹：

じゃあ、これ、基本的に「等」を取ってみて、並び替えてみて、もう一回出すということで。

作本審査役：

すいません、時間は6時前なんです。

村山座長：

少なくとも、第I部は終了しましょう。

作本審査役：

じゃあ、すいません。次の(5)の「ステークホルダー」。ここは、文章については、よろしいかと思うんですけども、「ステークホルダーとは」、さっきの一般の議論と同じなんですけども、「ジェットロ事業に関係を有する」と、こういうようなことで、「本ガイドラインにおいて」という特定が、元の文章になかったんです。そういうことで、ここで、このガイドラインのもとでは、ということ、やっぱりきちんと入れたほうがいいだろう、ということ、ここでは「本ガイドラインにおいて」を挿入するという、そういうふうにし

て、「ジェットロ事業に関係を有する～」というような流れにしたほうがいいんじゃないか、ということで、この言葉を、「本ガイドラインにおいて」という字句を追加させていただきたい、と思うんですけども。

それが一つと、もう一つ、すいません。下のほうの、下から 3 行目になります。「(非正規居住者を含む、)」という、これは括弧閉じで「、」になってますけども、本当はこの文章で「、」を入れる必要はないかと思うんですね。いくつか並べてる表現なんですけども、本当は「及び」とか「並びに」とか、そういう使い分けをするところなんですけども、「団体」の次に「、」を入れないと、「団体及びプロジェクトに知見」ということで、つながっちゃう可能性はあるんで、読みやすくするために前に「、」を入れたんですけども。追加で入れさせてもらいました。ここのところをちょっと。

時間の関係もありますから、次の。

柳副委員長：

これは、「注」を取るんですよ。

作本審査役：

もう「注」を取るということで。

柳副委員長：

「注」はない。

作本審査役：

そうですね。右側に書いてある「注」というのは、これは旧のガイドラインで、こっちのガイドラインは、むしろ注を削除、全部なくして。

あと、それで I 部の最後の 7 ページの上から、左上の第 2 パラ、これで終わりですけども、ここのところで、ちょっと文章、定義をさせていただいたんですけども、「行う」「実施」という言葉が、2 回ないし 3 回出てくるんですけど。あと、「幅広い洗い出し」と言いながら、洗い出しの説明は「選定」という言葉を使ってるんですけど、「幅広い」というところが文中になかったんで、「幅広い」という言葉を追加させていただいて、もともと「調査項目の選定を行う」と書いてあったんですけども、これは環境項目でも。いろいろお考えがあるでしょうけど、「環境項目」のほうが、その前の行に「調査時点において」とありますが、「調査」という言葉のダブリを除くためにも、「環境項目」という言葉を使わせていただいたことがあります。

あと、「調査時点」が、前は「現時点において」という、右のほうの並びを、現行のガイドラインを見ていただければわかる。「現時点」というのは、やっぱりちょっと、どこの現在なのかわかんないんで、これを「調査時点」、いわゆる「調査報告書をつくる時点におい

て想定される」という流れにさせていただいて。「幅広い」を追加して、「調査項目」という言葉を「環境項目の選定をすること」を「選定を行うこと」で。ちょっと、「行う」「実施」、「行う」は3回出てきますが、そういうことで、ちょっと直させてもらいました。

原科委員長：

調査するのは環境。「影響評価項目」という言葉が、よく……。

柳副委員長：

「環境項目」というだけですか。環境だけだったら、「環境項目」だけですよ。「社会」は入ってなくなっちゃう。

原科委員長：

だから「影響評価項目」のほうがいいと思う。それ、よく使いますよね、影響評価項目という言葉。そうすると、両方入ります。

作本審査役：

はい。「幅広い」という言葉は、よろしいですか。「幅広い影響評価項目」。あるいは、いらなくなっちゃうかな。もう、いらぬですかね。

原科委員長：

だから、「環境項目」という表現は変えたら。

作本審査役：

やめて、「影響評価項目」と。はい。「現時点」というのは、ちょっと気になったんで、旧の文章で。これを「調査時点」というのは、特定できますかね。

高梨委員：

これ、どの時点の調査？「時点」って。次にやる調査のこと？

作本審査役：

調査報告書をつくる、調査を行っている時点という意味で。調査実施の時点、というわけにいかないでしょうけども。右側のほう、「現時点」と、ちょっと曖昧になってたんで。

村山座長：

ジェットロの調査の時点ということですね。

作本審査役：

はい。ジェットロの調査の……。

村山座長：

いや、それ、書くかどうか別にして、意味としては、そういうことですね。

作本審査役：

ジェットロの調査時点というと、調査の主体は、向こうになっちゃってるから。

原科委員長：

ジェットロ。事業者。

作本審査役：

そっちのほうがいいんでしょうね。

村上課長：

「本調査」とか。

作本審査役：

「本調査」というと、全期間が入っちゃうことになるんで。

村上課長：

そうですか。

原科委員長：

「本調査」にしたら。

作本審査役：

「本調査」なら、全期間でもいいんですね。

高梨委員：

ただ、最初に思ったのは、事業が事業化されるという、そういうときを念頭に「想定される」、というふうに僕は読めた。

作本審査役：

事業化する前段階での現時点。

高梨委員：

今は調査項目を整理するけども、その項目は、次の段階で実施されるというのを、調査項目を選定する。それを「調査時点において」というのは、変な話ですね。

作本審査役：

狭くなっちゃいますかね、逆に。

高梨委員：

今に限定したわけでしょう。

原科委員長：

そうか。事業化ね。事業実施。「事業実施時点」ですか、想定されるのは。

作本審査役：

そうすると「実施」という言葉が、ちょっと数回出てるから、また後で表現のダブリをいじってみようと思って。後で調整させていただく。

原科委員長：

そうですね。将来、その事業をやっていくのが問題だもんね。

作本審査役：

わかりました。

佐々木主幹：

ちょっと、書き出しのところで時間が食っちゃったんで、追いつかなかったですね、Ⅱ部まで。

村山座長：

でも、第Ⅱ部以降は、あんまり、ない気がしますんで。次回で、何とか最終。結構いけるかなと思います。

高梨委員：

今日は、以上ですか。

佐々木主幹：

以上ですね。ぶっつけ本番よりは、ちょっともしよければ。今回、ちょっと無理だったんですけど、事前にメールで配付をして、チェックしていただいたほうが、効率としては高いですね。

村山座長：

松本さんが来られるかどうか、わかんないですけど。

佐々木主幹：

そうですね。確認をします。

原科委員長：

ご苦労さまです。

作本審査役：

どうもありがとうございます。別表のほうは、前に修正いただいている条約・条例。あと、「貴重」じゃなくて、やっぱり「希少」でした。3つの条約の「希少」というのは、2つしか、実際は日本語としては出てこないもので、一応、検索かけて。それでも、ワシントン、全部「希少」ですね。

村山座長：

じゃあ、次回は、12月13日（金曜日）の1時から。

佐々木主幹：

はい。

村山座長：

よろしく願いいたします。

一同：

ありがとうございました。/////////////////////////////////<終了>////////////////////////////////